

技術基準・制度関係 課題リスト (案)

平成 29 年 12 月 18 日
原子力規制部 原子力規制企画課

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
基準	電源系統の一相開放に対する規制取入れ	電源系統の一相開放時の対策に係る規制要求を追加	技術基盤課	<ul style="list-style-type: none"> 許可基準解釈 (実炉、研炉) 技術基準解釈 (実炉、研炉) 	H26.7.9(実炉、研炉) (決定、施行) H26.10.29(再処理) (決定、施行) ※経過措置なし	<ul style="list-style-type: none"> 施行時は新規制基準適合性審査に係る申請プラントが全て審査中であったことから、経過措置を設定せず 全ての発電用原子炉施設に基準適合が要求され、適合していなければ稼働を認めない 施行時には一相開放を検知できる設備がないことから運転管理で措置。設備の開発動向を引き続きフォロー。
基準	有毒ガス防護の規制取入れ	制御室、緊急時対策所等の有毒ガスに対する防護措置を規制取り入れ	技術基盤課	<ul style="list-style-type: none"> 設置許可基準規則及び解釈 (実炉、研炉、再処理) 技術基準規則及び解釈 (実炉、研炉、再処理) 有毒ガス防護ガイド 	H29.4.5 (決定) H29.5.1 (公布・施行) ※H32.5.1 (施行後 3 年) 以降の最初の稼働時まで経過措置	<ul style="list-style-type: none"> 対策工事は停止中しか行うことができないことから経過措置を設定 稼働していない施設については経過措置にて基準適合を求めない。 工認後でなければ工事を行うことを認めない。 行政指導により施行日から 3 月後までに予期せぬ有毒ガスに対処するために設備の配備を要求 (手順、体制含む)
基準	HEAF の規制取り入れ	高エネルギーアーク損傷 (HEAF) に関する防護措置を規制取り入れ	技術基盤課	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則及び解釈 (実炉、研炉、再処理) 	H29.7.19 (決定) H29.8.8 (公布・施行)	<ul style="list-style-type: none"> 対策工事は停止中しか行うことができないことから経過措置を設定

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
				<ul style="list-style-type: none"> ・HEAF 審査ガイド 	<p>※ 非常用 DG に接続される電気盤以外の電気盤は H31. 8. 1(施行後 2 年)以降の最初の稼働時まで経過措置</p> <p>※※ 非常用 DG に接続される電気盤は H33. 8. 1(施行後 4 年)以降の最初の稼働時まで経過措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働していない施設については経過措置にて基準適合を求めない。 ・工認後でなければ工事を行うことを認めない。 ・本件は電源の信頼性向上に係るものであり緊急を要するものではないことから暫定措置を要求しない。
基準	燃料被覆管耐震要求等	<p>実用炉の燃料被覆管に対して、耐震性能要求を追加 試験炉の燃料体に対して、運転時の異常な過渡変化時に加わる負荷に耐えることの要求を明確化</p>	実用炉審査部門	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則及び解釈（実炉） ・技術基準規則及び解釈（実炉） 	<p>H29.8.30（決定） H29.9.11（公布／施行）</p> <p>※実用炉の耐震要求について H31. 9. 30(施行後 2 年)まで経過措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉施設に基準適合を要求し、適合していなければ稼働を認めない。 ・工事を要しないものの事業者の解析に要する期間及び手続き期間を考慮して全ての実用炉に経過措置を設定。 ・事業者（実用炉）から大凡、耐震性能が確保されていることを確認済。
基準	耐震設計における動的機能維持設計手法	<p>工認審査における JEAG 4601 に基づく動的機能維持の設計手法について、JEAG に掲載されていない簡易手法以外の評価手法を明確化</p>	実用炉審査部門	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準解釈（実炉、研炉） ・耐震工認ガイド 	<p>H29.11.15（決定、施行） ※H30.11.30(施行後 1 年)まで経過措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉施設に基準適合を要求し、適合していなければ稼働を認めない ・工事を要しないものの工認図書の変更に要する期間及び手続き期間を考慮して全ての発電炉に経過措置を設定 ・事業者から改正前の設計手

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
						法でも大凡求められる機能が維持されていることを確認済。
基準	降下火砕物評価手法の規制取り入れ	想定される火山噴火による降下火砕物濃度の評価手法を策定し、必要な保安措置を規定	技術基盤課	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉則 ・保安規定審査基準 ・S A技術能力審査基準 ・設置許可基準規則解釈（実炉） ・技術基準規則解釈（実炉） ・火山影響ガイド 	H29.11.29（決定） H29.12（公布／施行予定） ※30.12.31(施行後1年)まで経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉施設に基準適合を要求し、適合していなければ稼働を認めない ・必要な保安措置の体制整備に要する期間及び保安規定の変更認可に要する期間を考慮して稼働中の実用炉に経過措置を設定 ・研開炉や核燃料施設に関して、同様の規制取り入れの可否を検討中
基準	貯蔵・輸送兼用乾式キャスク規制の考え方	貯蔵・輸送兼用金属キャスクによる発電所内貯蔵について、規制要求の考え方を策定	基盤 Gr 技術基盤課	今後検討	H29.10.11	基準等の整備は今後実施
基準	KK 審査知見を踏まえた基準改正	<ul style="list-style-type: none"> ・C V加圧破損防止対策（バウンダリ確保） ・S F Pの水蒸気による建屋内の環境悪化対策 ・制御室の居住性確保 	実用炉審査部門	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可基準規則及び解釈（実炉） ・技術基準規則及び解釈（実炉） ・S A技術能力審査基準 ・有効性評価ガイド 	H29.11.29（決定） H29.12（公布／施行予定） ※稼働中の実用炉はH31.1.1(施行後1年)まで経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉施設に基準適合を要求し、適合していなければ稼働を認めない ・稼働中の実用炉施設は変更申請に係る手続きを要することから経過措置を設定 ・本件に係る新たな工事は要しない ・研開炉や再処理施設に関して、同様の基準改正の可否を検討中
基	溢水による放射	スロッシング等による放射	規制企画課	・設置許可基準規則	H29.11.29 パブコメ案	・発電用原子炉施設に基準適

	案件	内容	作業担当	改正対象	決定、公布、施行日	備考
準	性物質を含んだ液体の管理区域外漏えい防止基準	性物質を含んだ液体の管理区域外漏えいの防止を技術基準に規定		及び解釈（実炉、研炉、試炉） ・技術審査基準規則及び解釈（実炉、研炉、試炉）	了承 H31.1.1(施行後1年)まで経過措置を予定	合を要求し、適合していなければ稼働を認めない ・基準に適合するための工事や申請手続きに係る経過措置期間を設定 ・施行時に着手している工事は継続を妨げない
基準	SAクラス1設備の構造及び強度に係る要求の見直し	SAクラス1に設備に対する構造及び強度の要求について、既設設備に対処するための要求事項を追加	実用炉審査部門	・技術基準規則（実炉）	H29.12.6パブコメ案 了承	・公布後はただちに施行する。 ・経過措置を設定せず。
基準	竜巻影響評価ガイド	既存のFスケールを見直した日本版改良藤田スケールを策定したことを受け、ガイドで例示している竜巻最大風速の評価手法の見直し	技術基盤課	・竜巻ガイド		
制度	空調ダクト腐食対策	昨年12月に島根第2の中央制御質換気空調系ダクトの腐食が確認。非常時の閉ループ運転の機能が確保されていないことから、適切な検査、検査方法を設定	実用炉監視部門	・ガイド		島根の詳細報告の内容を検討のうえ実施